

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2015-002

申 立 人 X

申立人代理人 弁護士 瓜生 健太郎
同 早川 吉尚
同 宍戸 一樹
同 千賀 福太郎
同 塚本 聡

被 申 立 人 公益社団法人 日本ホッケー協会 (Y)

被申立人代理人 弁護士 續 孝史

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求を棄却する。
- 2 申立料金 54,000 円は、27,000 円を申立人、27,000 円を被申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

1 事案の概要

申立人と被申立人との間には被申立人が申立人に対してリオデジャネイロ五輪の出場権獲得を目的として女子日本代表監督を委嘱するという内容の準委任契約（以下「本件契約」という。）が存在したところ、2015 年 5 月 15 日に開催された被申立人の理事会において、申立人をホッケー女子日本代表監督から解任するとの理事会決定（以下「本件決定」という。）がなされたため、申立人が

本件決定の取消しを求めた事案である。なお、被申立人は、2014年10月5日の業務執行理事会において、本件決定と同旨の決定（以下「前決定」という。）を行ったが、2015年5月7日、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断（JSAA-AP-2014-008）は、申立人の解任について権限を有するのは理事会であって業務執行理事会ではないことを理由に前決定を取り消している。

2 申立人の主張

(1) 本件契約の解除には申立人との協議が必要であるにもかかわらず協議が行われていない。また、本件契約の解除事由は、2014年アジア大会における女子ホッケー日本代表チームの戦績及び戦略等において、リオデジャネイロ五輪の出場権獲得という「目的達成に不具合が生じる可能性が発生した場合」等に限定されるところ、本件においては当該解除事由が存在しない。

(2) 日本スポーツ仲裁機構の先例によれば、競技団体の決定は、決定手続に瑕疵がある場合や、内容が著しく合理性を欠く場合等には取り消すことができる」とされているが、①本件決定は申立人に対する不利益処分であり、行政事件手続法におけるのと同様、申立人に対する聴聞が必要であるのに実施されていないこと、②被申立人の定める倫理規程に従った手続を実施すべきであるのに行っていないこと、等から、決定手続に瑕疵があり、また、理事会において、解任の理由として説明された成績不振及びパワーハラスメントが存在しないこと等から、本件決定は著しく合理性を欠く。

以上により、本件決定は取り消されるべきである。

3 被申立人の主張

(1) 本件契約は民法上の準委任契約であり、各当事者はいつでも本件契約を解除することができる（民法第651条第1項）。

(2) 解任手続に瑕疵はなく、また、本件決定は成績不振等の正当な理由に基づくものである。

4 本件スポーツ仲裁パネルの判断

(1) 被申立人と申立人が所属していたコカ・コーラウエスト社との間の覚書（以下「本件覚書」という。）では、「契約の解除」と題する第7条があり、2014年アジア大会における戦績や戦略等においてリオデジャネイロ五輪の出場権獲得という「目的達成に不具合が生じる可能性が発生した場合」に監督の委嘱を解

くことができる等と規定している。申立人は、被申立人が申立人との間の本件契約を解除できるのは、本件覚書第 7 条に該当する場合に限られると主張するが、本件覚書第 7 条は契約が解除できる場合を例示したにすぎない。一般の準委任契約と同様、本件契約も各当事者がいつでも解除できると解すべきである。また、本件契約の解除を行うに際して申立人との協議が必要であるとの合意が存在したと認めることもできない。

(2) 仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる。

(3) 本件決定は、申立人との間の準委任契約の解除を内容とするものであり、申立人に対する競技団体による不利益処分であるとはいえないので聴聞手続は必須ではなく、また、本件決定はパワーハラスメントを理由とする処分を行うものではないので倫理規程に従った手続が必須のものでもない。本件契約の解除にあたっては申立人との協議が必要であるとの合意の存在も認められない。その他、本件決定の手続に、取消しを必要とするような瑕疵があるとの申立人の主張を裏付ける事情はない。

(4) 国内競技団体は、当該競技を統括する国内唯一の団体として、代表チームの監督の選任及び解任について広い裁量を有すると考えるべきである。特に代表チームの監督の解任の判断要素として考慮されるチームの成績が不振であるか否か、代表チームが目標とする五輪出場権獲得を実現できる状態にあるか等、については、客観的かつ一義的に判断できるものではなく、評価する者によって判断の分かれるところであり、競技団体の裁量も相当広いというべきである。そうした基準に照らした場合、被申立人が成績不振を解任の理由としたことは合理的な裁量を逸脱したものとはいえない。また、本件決定がいつでも解除できる準委任契約の解除に関するもので成績不振も理由とされていたことや、理事会の審議の場においてパワーハラスメントは存在しないとの申立人の証言も同時に説明されていたこと等を考えると、パワーハラスメントが解任理由の一つとして説明された等の事情も、本件決定の内容を著しく不合理なものとするほどのものではない。

5 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。なお、申立人の解任を巡る今回の一連の騒動が与えた影響にも鑑み付言すれば、

今回の解任に関しては、前決定に係る日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断が指摘したガバナンスやコンプライアンスの改善の必要性以外にも、申立人とのコミュニケーションの不味さ等、被申立人において改善すべき点があったことを指摘せざるを得ない。また、もし仮に、被申立人が主張するようなパワーハラスメントが存在するならば、より早期に組織的な対応ができるような体制を整備し、かかる体制に基づき適切に対処しておくべきであった。更に、日本代表監督たる申立人との間の契約について、本件では簡単な覚書が申立人の所属企業との間で締結されていただけであったが、監督業務の内容、期間、解除事由等について具体的に記載した契約書を当事者たる日本代表監督との間で作成し、締結することによって、今回のような事態が再発するリスクを減らす等の対応をとるべきであろう。

なお、以上のような被申立人における問題が存在しなければ、今回の一連の騒動が生じなかったのではないかと考えられることに鑑み、本件申立てに係る申立費用は申立人・被申立人が折半するのが適当であると考え、主文のように判断した。

今回の騒動を機に、被申立人において、今回のような騒動の再発を防ぎ、より高度なガバナンスやコンプライアンス体制を伴う組織となるための具体的な行動がとられることを強く希望する。

以上

2015年5月25日

仲裁人 森下 哲朗

仲裁人 川添 丈

仲裁人 千葉 恵介

仲裁地 東京都